

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に関する  
意見募集の結果について

令和7年12月26日

内閣府  
経済産業省  
国土交通省  
環境省

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「海洋環境等調査方法書の作成等に関する省令案」について、令和7年11月1日から同年11月30日にわたりホームページを通じて御意見を募集したところ、9件の御意見をいただいたところです。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方について公表いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも海洋再生可能エネルギー政策の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

※政令案、環境省令案に対するもの及びそれら以外のものについて、この順に、いただいた御意見を記載しています。

※下記に該当する内容については集計・公表いたしません。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容

| 通し番号   | 御提出意見  | 御提出意見に添えられた理由   | 御意見に対する考え方   |
|--------|--|---|--|
| 1【政-1】 | 羽根の長さは、どのように算定するのか？  | 風力発電設備には、通常複数枚の羽根がついているが、そのうち1枚の羽根の長さによるのか？<br>それとも、放射状に付いている複数枚の羽根全体の上端から下端までの長さによるのか？<br>また、複数枚の羽根全体の上端から下端までの長さは、どこから測るかによって異なるが、その場合どうするのか？   | 規定中の羽根の「長さ」は、1つの羽根の長さを想定しています。   |
| 2【環-1】 | (環境省令案第1条関係)<br>再エネ海域整備法第11条第1項第4号の環境省令で定める事項として、同項第1号に掲げる海洋環境等調査に係る区域を決定する過程における環境保全の配慮に係る検討の内容だけでなく、「予測及び評価の手法」についても対象としていただきたい。 | 再エネ海域整備法第25条第1項において、「環境影響評価法第2章第1節及び第3章を適用しない」と方法書以前の手続を除外され海洋環境等調査方法書とその調査を行うこととされたが、従前の方法書で審査された「予測及び評価の手法」が海洋環境等調査方法書の事項とされていません。適切な調査結果を得て、それに基づいた予測及び評価を行うために、これまでと同様に調査を行う前段階において「予測及び評価の手法」を取り決めることが極めて重要と考えます。<br>また、海洋環境等調査方法書で「予測及び評価の手法」を取り決めることで、準備書以降もスムーズな手続になると考えます。 | 環境省による海洋環境等調査は、改正再エネ海域利用法第10条第4項に規定されているとおり「海洋環境等に関する調査」であり、海洋環境等調査方法書はその海洋環境等調査の手法等を定めるものであることから、改正再エネ海域利用法に基づく海洋環境等調査方法書は、環境影響評価法第5条における方法書と同一のものではありません。<br>また、選定事業者は環境影響評価法第11条(環境影響評価の項目等の選定)から実施することとなり、海洋環境等調査方法書及び海洋環境等調査の結果を踏まえて対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することとしています。<br>したがって、原案のままとさせていただきます。 |
| 3【環-2】 | (環境省令案第1条関係)<br>再エネ海域整備法第11条第1項第4号の環境省令で定める事項として、同項第1号に掲げる海洋環境等調査に係る区域を決定する過程における環境保全の配慮に係る検討の内容には、「発電所の出力、対象事業実施区                 | 環境影響評価法第28条及び第21条では、事業の目的及び内容を修正する場合に海洋環境等調査方法書段階までやり直すことを原則としているため、その手戻りとししない要件(発電所の出  | 改正再エネ海域利用法の第25条(環境影響評価法の特例)第2項の読み替え規定により、海洋再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法第21条及び第28条の軽微な修正・軽微な変更その他の政   |

| 通し番号   | 御提出意見   | 御提出意見に添えられた理由   | 御意見に対する考え方  |
|--------|---|---|---|
|        | <p>域、発電設備の位置」は含まず、準備書から定めることとしていただきたい。</p>  | <p>力 10%以上増加しないこと、変更前の対象事業実施区域から 300m 以上離れた区域が新たにならないこと、発電設備が 100m以上移動しないこと)は、事業者の事業計画に基づいて準備書以降に決めることが重要と考えます。</p> | <p>令で定める修正を除く事業内容の修正を行う場合には、環境影響評価法第5条(方法書の作成)ではなく、第 11 条(環境影響評価の項目等の選定)からやり直すこととなります。</p> <p>また、発電所の出力、対象事業実施区域、発電設備の位置等の事業の内容は、環境影響評価法第 14 条(準備書の作成)において記載されることとなり、環境影響評価法第 21 条及び第 28 条の軽微な修正・軽微な変更その他の政令で定める修正に該当するかどうかは準備書に記載される内容を基に判断されることとなります。</p> <p>したがって、＜御提出意見に添えられた理由＞において懸念されるような事態は想定されないことから、記載は原案のままとさせていただきます。</p> |
| 4【環-3】 | <p>(環境省令案第 1 条関係)<br/>再エネ海域整備法第 11 条第 1 項第 4 号の環境省令で定める事項を検討する際は、都道府県や事業者へのヒアリングを行っていただきたい。</p> | <p>海洋環境等調査方法書において、「項目並びに調査、予測及び評価の手法など」を決める際、実際に考えられる事業計画に基づくことで、より適切な調査を行うことができると考えます。</p>                         | <p>改正再エネ海域利用法の第 11 条第2項から第8項のとおり、環境大臣は海洋環境等調査方法書の案を作成したときは公告・縦覧、説明会を行い、広く環境保全意見を求めることとしています。</p> <p>加えて、環境省令で定めるところにより、当該海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、環境保全意見を求めるものとしており、海洋環境等調査方法書の作成に当たっては幅広く意見を集めることとしています。</p>   |
| 5【環-4】 | <p>(環境省令案第 1 条関係)<br/>再エネ海域整備法第 11 条第 1 項第 4 号の環境省令で</p>  | <p>海洋環境等調査方法書とその調査の後に行われる事業者による準備書以降</p>  | <p>御意見のとおり、海洋環境等調査方法書及び海洋環境等調査の結果は、選定事業</p>   |

| 通し番号   | 御提出意見  | 御提出意見に添えられた理由  | 御意見に対する考え方  |
|--------|--|--|---|
|        | <p>定める事項を検討する際は、発電所アセス省令の考え方と連携していただきたい。</p>   | <p>の手續は、主務省令である発電所アセス省令に基づいて行われるため、環境省令で定める事項との整合が極めて重要と考えます。</p>  | <p>者が環境影響評価法及び電気事業法に基づいて行う環境影響評価手続に繋がることから、その整合性を意識して検討してまいります。</p>   |
| 6【他-1】 | <p>「カーボンニュートラル」を目標として書かれているが、目標にすべきなのは「温暖化抑止」であろう。<br/>二酸化酸素削減は温暖化抑止のごく一部であり、しかも実質的な削減でなく、カーボンクレジット取引を前提にした「カーボンニュートラル」だけを目標としたのでは、温暖化抑止は達成できない。<br/>自民党らが推進する原発を否定しない為の文言と推測するが、原発自身が無駄の多い熱機関であり、温暖化に貢献しているという科学的な事実を、覆い隠すもので非常に遺憾だ。<br/>「カーボンニュートラル」ではなく、本来の「温暖化抑止」を名言し、きちんと温暖化を止める為の方針を執っていただきたい。</p> | <p>「カーボンニュートラル」では温暖化抑止が達成できない、ひいては国民の生活、命に関わるため。</p>   | <p>我が国は、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、2050年ネット・ゼロ(カーボンニュートラル)の実現を目指すこととしています。この目標については、地球温暖化対策推進法第2条の2において、基本理念として法定化しています。<br/>この目標の実現に向け、徹底した省エネルギーや洋上風力発電を含む脱炭素電源の導入・利用、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得限りの取組を進めてまいります。<br/>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 7【他-2】 | <p>該当箇所:海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る法令改正案および関連する再エネ推進政策全般<br/>再生可能エネルギー発電促進の名のもとに導入された「再エネ賦課金制度」は、実質的に税金と同等の国民負担制度であり、即時見直すべきです。再エネ導入費用をすべて国民が電気料金に上乗せして負担する仕組みは、公平性と透明性を欠いています。特に海洋再エネのようにコストが高く、採算性の見通しが不明な事業を国民負担で支えるのは、政策として欺瞞的です。国が補助金・優遇策・賦課金で産業構造を歪めるのではなく、技術的合理性に基づいた電力供給体制を構築すべきです。</p>                | <p>再エネ賦課金は2025年度に3.98円/kWhへ上昇し、家庭・中小企業に実質的な増税としての負担を強いています。にもかかわらず、再エネ比率は安定供給を支えるには程遠く、成果とコストが釣り合っておりません。再エネ事業者だけが恩恵を受け、国民全体が損をする構造は不公正です。電力安定・産業競争力・生活コストの観点からも、この制度は持続不能です。国は再エネ推進を名目にした「見えない税」を廃止し、国民負担を最小化する仕組みに改めるべきです。</p> | <p>再生可能エネルギーの導入拡大に向け、再エネ特措法に基づき、そのメリットを受ける電気の利用者のご負担の下で、再エネ電気の買取り等を行っているところです。再生可能エネルギー賦課金については、徴収を停止したとしても、いずれにせよ再エネの導入拡大に必要な費用として、国民負担が発生する点に留意が必要です。引き続き、FIT/FIP制度における入札制の更なる活用など、国民負担の抑制も図りつつ、再生可能エネルギーの導入拡大を進めてまいります。</p>  |

| 通し番号   | 御提出意見  | 御提出意見に添えられた理由  | 御意見に対する考え方  |
|--------|--|--|---|
| 8【他-3】 | <p>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用促進法施行令の一部改正案全般</p> <p>日本のエネルギー政策は、まずベースロード電源の安定化と国家的骨格の再構築を優先すべきです。</p> <p>海洋再エネのように気象条件に左右される不安定電源を主軸に据えるのは非現実的であり、むしろ国力を弱めます。安定して大量の電力を供給できる原子力発電の安全再稼働、地熱発電の開発促進、既存ダムの有効活用・かさ上げによる水力発電強化こそ、国家の責務として取り組むべきです。再エネは補助的役割にとどめ、まず「国民生活と産業を支える電力の土台」を整備することが急務です。</p> | <p>原子力は稼働率約 90%、地熱 60～80%、水力 70%前後と、いずれも安定供給能力が高い一方、海洋風力は 30～40%にすぎません。技術的にも経済的にもベースロードになり得ず、国民負担に見合う成果は望めません。</p> <p>エネルギー安全保障・経済成長・脱炭素の三立を達成するには、まずこの 3 電源(原発・地熱・水力)を中核に再構築し、再エネは補完的位置に据える現実的方針へ転換すべきです。国は理想ではなく責任ある現実に立脚した政策判断を行うべきです。</p>                              | <p>すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく必要があります。再生可能エネルギーについては、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら導入拡大を進めることが政府の基本的な方針であり、洋上風力発電についてもこの方針の下で導入拡大を進めてまいります。</p> |
| 9【他-4】 | <p>再生可能エネルギーというものの自体意味不明で 自然のエネルギーを電力に転換する技術はすべて大型水力発電同様環境に多大なる負荷を与えるものでしか無いことは科学的に明白です</p>  | <p>生水が飲める 放っておいたら植物が繁茂する これからの世界で最も必要とされる資源に溢れる地に於いて その資源を可惜損するような行いはひとり日本だけの不利益に留まらず世界の損害に当たり それによって将来世界から非難を浴びることは必定</p> <p>一度失ったものを再生することは不可能で そうなる前に食い止めなければなりません</p> <p>自然の生き物である人が自然の成り行きに反すれば生きていけなくなります</p> <p>法の根本は自然の成り行きに則ったものでない限り遵守することは己の頸を締める愚挙でしかありません</p> | <p>再生可能エネルギーの導入に当たっては、環境への適正な配慮や地域との共生が大前提となります。</p> <p>再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組んでまいります。</p>   |